

# 『朝日町放課後児童クラブ』実施要項

1. 目的 授業が終了した放課後及び土曜日、春夏冬休み等の長期休業日に家庭に代わる生活の場を確保し、適切な遊びや指導を行うことにより保護者の子育てと仕事の両立を支援します。
2. 開所期間 令和8年4月1日（水）～令和9年3月31日（水）  
月曜日から土曜日及び長期休業日  
《休所日について》  
①日曜日  
②祝日  
③利用児童がいない土曜日  
④8月13日から8月16日  
⑤12月29日から翌年1月3日  
⑥学校行事でミーティングルームを使用する日 ※あさひ野っ子のみ  
⑦感染症（インフルエンザ等）により学校が休校の場合  
（ただし、学級閉鎖の場合は該当の学級のみ利用できません。）  
⑧気象条件により学校が休校の場合  
（ただし、下校時刻の変更の場合は通常通り開所します。）  
⑨利用児童・家族・職員が感染症（インフルエンザ等）に感染し  
感染拡大した場合  
※その他のお休みは、毎月のお知らせ（児童クラブ通信）でお伝えします。
3. 開所時間 《平日》放課後から午後6時00分  
《土曜日、学校代休》午前8時30分から午後6時00分  
《長期休業中（月曜日～土曜日）》午前8時00分から午後6時00分  
☆早朝利用（1回100円/人）  
《長期休業中（月曜日～金曜日）》午前7時00分から午前8時00分  
※土曜日は、1週間前までに申込みがあった場合に開所します。  
※早朝利用は、2日前までにお申し込みください。  
※天候により、開所時間が変更になる場合があります。  
○開所時間以外の利用を希望される方は、朝日町たすけ愛の会（ファミリーサポートセンター）  
を紹介いたしますので、ご相談ください。
4. 利用条件
- ① 保護者が就労等により専門家庭にいない、各小学校の児童
  - ② 平日の保護者の迎え及び土曜日・長期休業日の送迎を原則とします。  
(駐車場が狭く、混雑が予想されますので、乗降には十分気をつけてください。  
万が一事故等が起きた場合は、当事者の責任において対処願います。)

- ③ 放課後児童クラブを欠席される場合は、各クラブにご連絡をお願いします。  
また、土曜日に利用される場合は1週間前までにご連絡をお願いします。
- ④ 放課後児童クラブでは、決められた時間割のとおり活動します。
- ⑤ 土曜日や長期休業日は、保護者の責任において昼食（弁当、水分、おやつ等）を準備してください。
- ⑥ お金や大切なものを持たせないでください。破損、紛失があっても、クラブでは責任を負いません。
- ⑦ 児童が怪我や病気になった場合は、緊急連絡先にご連絡しますので、迎えに来ていただきます。
- ⑧ クラブ利用中に習い事へ出向く場合、クラブから習い事場所までの交通手段は任意ですが、別途申請が必要です。
- ⑨ 保護者が出産休暇や育児休業中、長期休暇中、求職活動中である場合は、日常的に利用することができないので、あらかじめご了承ください。  
※都合の悪いときは緊急一時利用は可能ですので、お気軽にご相談ください。
- ⑩ スポーツ安全保険に加入していただきます。
- ⑪ 放課後児童クラブとのやりとりのため、コドモン（ICT システム）に登録いただきます。
- ⑫ あさひ野っ子放課後児童クラブは、施設の性質上、放課後児童クラブ用の内履きが必要ですので、ご準備ください。（さみっ子放課後児童クラブは不要です）

5. 開所主体 朝日町

6. 開所場所 あさひ野っ子放課後児童クラブ：あさひ野小学校ミーティングルーム  
さみっ子放課後児童クラブ：朝日町児童館

7. 対象者 小学校1年生から6年生

8. 申込手続 ①令和8年度 朝日町放課後児童クラブ入会申込書：1枚  
②就労証明書 または 出産・疾病・介護等申立書：保護者各1枚  
③誓約書：1枚 ④写真掲載承諾書：1枚  
⑤アレルギーの調査：1枚 ⑥スポーツ安全保険代：800円  
⑦習い事申請書：1枚（必要な方のみ）  
上記①～⑦を揃え、保護者の方が直接ご提出ください。  
※HPに記入例を掲載しておりますので、ご確認ください。

9. 提出先 各放課後児童クラブ または 朝日町役場住民・子ども課

10. 問合せ先 朝日町役場 住民・子ども課 子ども係（TEL：83-1100）  
あさひ野っ子放課後児童クラブ（TEL：83-3714）  
さみっ子放課後児童クラブ（朝日町児童館）（TEL：83-3387）